

こまどりケーブル ドコモ向けインターネット接続サービス利用規約

第1条（規約の適用）

こまどりケーブル株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社N T T ドコモ（以下「N T T ドコモ」といいます。）が「I P 通信網サービス契約約款」（以下「ドコモ光約款」といいます。）に基づき提供するI P 通信網サービス（以下「ドコモ光」といいます。）で利用できる「ドコモ光向けインターネット接続サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供するために「こまどりケーブルドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

2. 当社が別に定めるインターネット約款（以下「こまどりケーブル約款」といいます。）は、本サービスの性質に反しない限り、本規約について、準用します。本サービスの契約者（以下「本契約者」といいます。）は、準用されるこまどりケーブルを承諾したものとします。こまどりケーブル約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。
3. 当社は、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。
4. こまどりケーブル約款に定めるインターネット接続サービスの契約者が、こまどりケーブルインターネット接続約款に代えてドコモ光契約（タイプC）を締結（以下「転用」といいます。）した場合、転用したサービスの各種キャンペーン割引は停止します。ただし転用したサービス以外の割引は適用されます。当社が別に定める割引規約と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。なお、転用したサービスに伴う違約金は発生いたしません。

第2条（契約の単位）

当社はドコモ光1利用契約に対し、1の本サービス契約を締結します。

第3条（サービスの内容）

本サービスはベストエフォートサービスです。

2. 本サービスに対応するドコモ光のサービスタイプは以下のとおりです。
 - (1) ドコモ光戸建タイプC

第4条（契約の申込みの方法）

本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約およびドコモ光約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的な証明となる書類（当社が承諾した場合は、書類の写しも可）の提示を求めることがあります。

第5条（契約申込みの承諾）

本サービスの契約申込みにあたり、N T T ドコモによるドコモ光の申込みの承諾が必要です。

2. 本サービスの契約申込みについて、当社の承諾を以て契約締結とします。
3. 当社は、申込者が次の各号に該当する場合、契約申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に属すると判明したとき。
- (2) その他、当社の業務遂行上著しい支障があるとき。

第 6 条（契約内容の変更）

本サービスを利用するドコモ光のサービスタイプが変更になる場合、本規約第 3 条（サービスの内容）第 2 項も変更します。

第 7 条（契約者が行う契約の解除）

本契約者が本サービスの契約解除を希望する場合には、N T T ドコモが定める方法により、ドコモ光の契約者から N T T ドコモへ届けるものとします。

第 8 条（当社が行う契約の利用停止および解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの契約を停止または解除することができるものとします。

- (1) 本契約者が本規約およびこまどりケーブル約款に違反した場合
 - (2) 加入契約の成立後、本規約第 5 条（契約申込みの承諾）第 3 項各号に定める事由が判明した場合
2. 本契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合における事実を、当社が N T T ドコモ へ通知することに同意するものとします。

第 9 条（契約解除に係る責任）

本規約第 7 条（契約者が行う契約の解除）、第 8 条（当社が行う契約の利用停止および解除）の本サービスの契約解除に伴い発生する本契約者が被る不利益事項について、当社はその責任を一切負いません。

第 10 条（契約情報の取り扱い）

本契約者は本サービスの提供を目的として、当社と N T T ドコモとの間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することをあらかじめ同意します。

- (1) 本サービスおよびドコモ光の申込み手続きの処理状況
- (2) 本サービスおよびドコモ光の利用契約の変更にかかる事実
- (3) 本サービスの利用契約内容
- (4) 本契約者からの問合せ内容
- (5) 本契約者の利用料金等支払状況

第 11 条（譲渡の禁止）

本契約者は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡または貸与することはできません。

第 12 条（利用料金）

本サービスの料金に係る債権は N T T ドコモに譲渡し、本サービスに対応するドコモ光のご利用料金としてドコモ光約款の定めに基づき N T T ドコモより請求いたします。

2. 前項の規定に係らず、本サービスの付加機能の料金については、当社より請求いたします。
3. 前項の規定により、当社が請求した付加機能の料金について、本契約者が当社の定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は本サービスの契約を解除いたします。

4. NTTドコモは、本条第1項に基づいて当社より譲り受けた本サービスの利用料金にかかる債権を、債権回収業者等のNTTドコモが指定する事業者に再譲渡することができるものとし、本契約者はこれに同意するものとします。
5. 本契約者の責めによらない事由により、本契約者が本サービスまたはドコモ光を全く利用できない状態が24時間以上継続して生じた場合、契約者は、ドコモ光約款の定めに従い、本サービスまたはドコモ光を全く利用できなかった時間（24の倍数に限ります）に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、すでに本契約者が支払いを完了していた場合には、ドコモ光約款の定めに従い、NTTドコモがこれを返還するものとします。また、当社は、本サービスまたはドコモ光を利用できなかったことに起因する本契約者の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第13条（サービスの変更・廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスの内容を変更または廃止することがあります。この場合、本サービスを廃止する日をもって加入契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3か月前までに当社ホームページ上の掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
3. 当社は、第1条（規約の適用）第3項および本条第1項による本規約および本サービスの内容を変更または廃止について、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、本契約者に対し、一切責任を負いません。

第14条（契約者名義が異なる場合の取り扱い）

本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合で、かつ、本サービスおよびドコモ光の契約の申込みを、当社およびNTTドコモがそれぞれ認める場合、本契約者はISP料金にかかる責務をドコモ光の契約者がドコモ光約款の定めに従い引き受けることについて同意するものとします。

2. 本サービスの契約者名義とドコモ光の契約者名義が異なる場合において、本規約第12条（利用料金）第5項に基づく本サービスの料金の免除または返還の必要が生じた場合には、本契約者はNTTドコモ光の契約者名義に対してのみこれを行うことについて同意するものとします。

第15条（利用停止）

契約者は、本規約第8条1項に基づき本サービス契約が利用停止された場合におけるその利用停止の事実を、当社がNTTドコモへ通知することに同意するものとします。

（附則） 本規約は2024年6月3日より施行します